

令和6年度 保育施設入所案内

保育施設の入所申込についてのご案内です。内容をよくご確認のうえお申し込みください。

※お申込みの際に、窓口に来られる方の本人確認が必要となりますので、身分証明書（運転免許証等）を必ずご持参ください。



入所受付

◆令和6年4月入所

令和5年11月24日（金）～令和5年12月14日（木）（土日祝日除く）

※上記受付期間後も令和6年3月15日（金）まで毎日を締切とし、随時受付を行いますが、上記期間内の申込みにより定員に達した施設等、空き状況によっては入所出来ない場合があります。

◆令和6年5以降年度途中入所

入所希望月の前月15日を申込締切日として随時受付

※15日が休日の場合はその前開庁日を締切とします。

四万十市役所子育て支援課保育係	8時30分～17時15分 ※水曜日は19時00分まで
西土佐総合支所西土佐保健分室保健係	8時30分～17時15分
地域子育て支援センターなかむら	8時30分～17時15分

※提出書類の不備を確認するため、上記場所で受付を行ってください。

提出書類

		説明
1	入所申込書・児童票 P6
2	保育ができないことを証明する書類 P6
3	保育所等利用申込み確認書（同意書） P7
4	個人番号提供書類 P7

〒787-8501 四万十市中村大橋通4丁目10番地
四万十市子育て支援課 保育係
電話 0880-34-1780（直通）

〒787-1603 四万十市西土佐用井1110-28
四万十市西土佐総合支所 西土佐保健分室 保健係
電話 0880-52-1132（直通）

目 次

1	保育施設について	1
2	教育・保育給付認定について	1
3	保育必要量の認定について	2
4	入所申込みについて	3
5	オンライン申請について	5
6	申込みに必要な書類について	6
7	入所について	8
8	保育料について	10
	無償化について	13
	保育料表	14

《申請書類及び添付書類様式》

○	施設型給付・地域型保育給付費(保育の必要性) 教育・保育給付認定申請書兼保育所入所申込書	
○	児童票	
○	就労証明書・就労予定証明書	
○	求職活動状況申立書	
○	保育施設利用申込み確認書(同意書)	
○	個人番号提供書類	
	マイナンバー記載と本人確認について	15~16
	令和6年度 四万十市保育施設一覧表	17
	四万十市保育施設位置図	18
	四万十市第3子以降保育料無料化事業について	19

1 保育施設について

保育施設は、保護者の就労等により、ご家庭での保育が十分できない（保育の必要性が認められる）場合に、保護者に代わってお子さんを保育することを目的とする児童福祉施設です。

四万十市に住民登録（予定を含む）をし、実際に生活をしている世帯を対象とします。

利用にあたっては、子ども・子育て支援新制度における教育・保育給付認定を受ける必要があります。

2 教育・保育給付認定について

保育施設等を利用する場合には、教育・保育給付認定の申請が必要となっています。教育・保育給付認定とは、保育の必要性を確認するために行う手続きです。教育・保育給付認定申請は、保育施設等の入所申込みと同時にさせていただくこととなります。認定の区分については、年齢や希望施設によって次のとおりとなります。

【認定区分】

認定区分	対象	利用できる施設・事業	申込受付場所
1号認定	保育を必要としない満3歳以上の児童 （教育を希望する）	幼稚園 認定こども園（教育部分）	幼稚園 認定こども園
2号認定	保育を必要とする満3歳以上の児童	保育所 認定こども園（保育部分）	四万十市役所又は 西土佐保健分室
3号認定	保育を必要とする満3歳未満の児童	保育所 認定こども園（保育部分） 地域型保育事業	四万十市役所又は 西土佐保健分室

★保育の必要性が認められる事由は次のとおりです。

- ① 就労（パートタイム、自営業、居宅内労働含む。）※1ヶ月あたり48時間以上
- ② 妊娠、出産（産前2ヶ月・産後3ヶ月）
- ③ 保護者の疾病・障害
- ④ 親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業（当該児童を除く）
- ⑩ 前各号に類する事由で市長が認める場合

幼児教育を目的とすることや、集団生活に慣れさせるため、家事、育児の軽減目的は理由にはなりません。

3 保育必要量の認定について

【保育の必要量に応じた区分】

2号または3号認定を受ける児童は、保育が必要な時間によって保育時間が異なります。

区分	利用できる時間
保育標準時間	1日最長 11 時間のうち原則として必要と認められる時間
保育短時間	1日最長 8 時間まで

【保育短時間】

8：00～16：00の最長8時間の利用となります。保育事由が求職活動中や育児休業期間中は原則として保育短時間認定となります。

【保育標準時間】

保育短時間（8：00～16：00）を超えて最長11時間の利用となります。時間帯は施設によって異なります。保育事由が就労（通勤時間等を考慮し、保育短時間利用の時間帯を超えた勤務）、妊娠・出産の方が保育標準時間認定となります。

○認定の例

就労等の状況	認定区分
父親・・・就労（1日7.5時間以上かつ月16日以上勤務） 母親・・・就労（1日7.5時間以上かつ月16日以上勤務）	【認定区分】 2号又は3号認定
父親・・・就労（1日7.5時間以上かつ月16日以上勤務） 母親・・・産前産後	【保育時間】 保育標準時間
父親・・・就労（1日7.5時間以上かつ月16日以上勤務） 母親・・・パート（1日3時間以上かつ月16日以上勤務） （1ヶ月48時間以上120時間未満）	【認定区分】 2号又は3号認定
父親・・・就労（1日7.5時間以上かつ月16日以上勤務） 母親・・・育児休業	【保育時間】 保育短時間
父親・・・就労（1日7.5時間以上かつ月16日以上勤務） 母親・・・求職中	【認定区分】 2号又は3号認定
産前産後、災害復旧、虐待やDVのおそれ	【認定区分】 2号又は3号認定 【保育時間】 保育標準時間

保育時間（保育標準時間・保育短時間）の認定は、うえの例に関わらず、勤務の終了時刻などの実態に合わせて認定を行います。

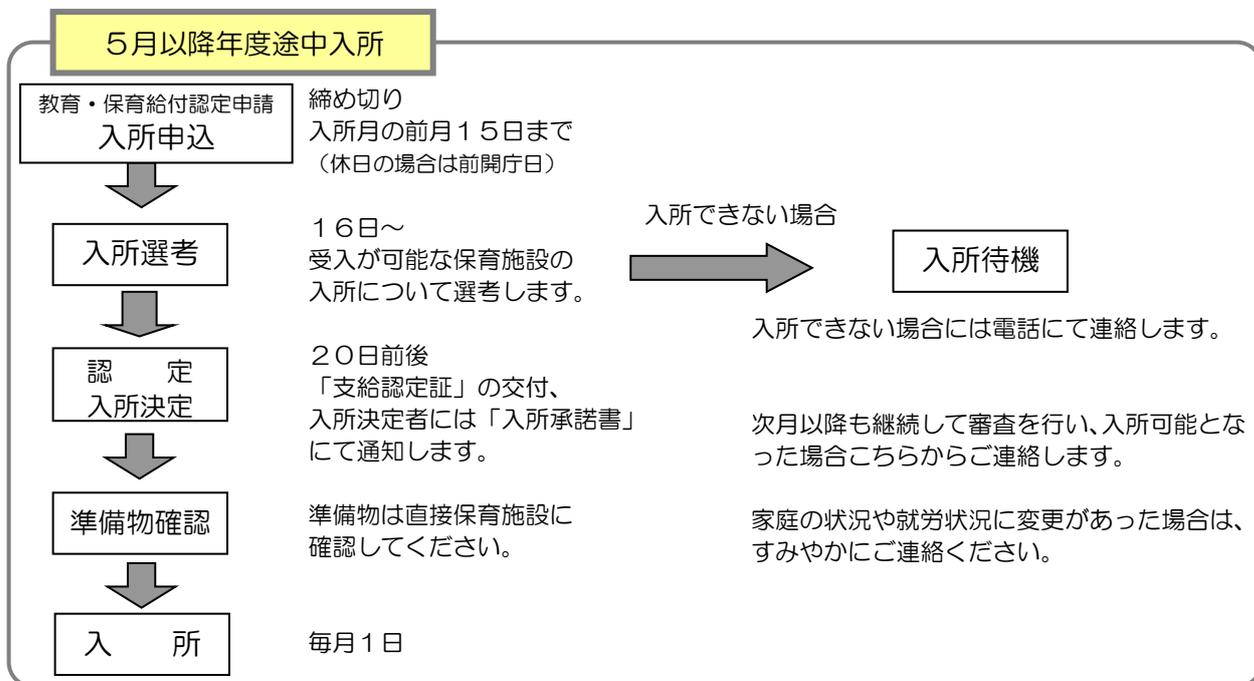
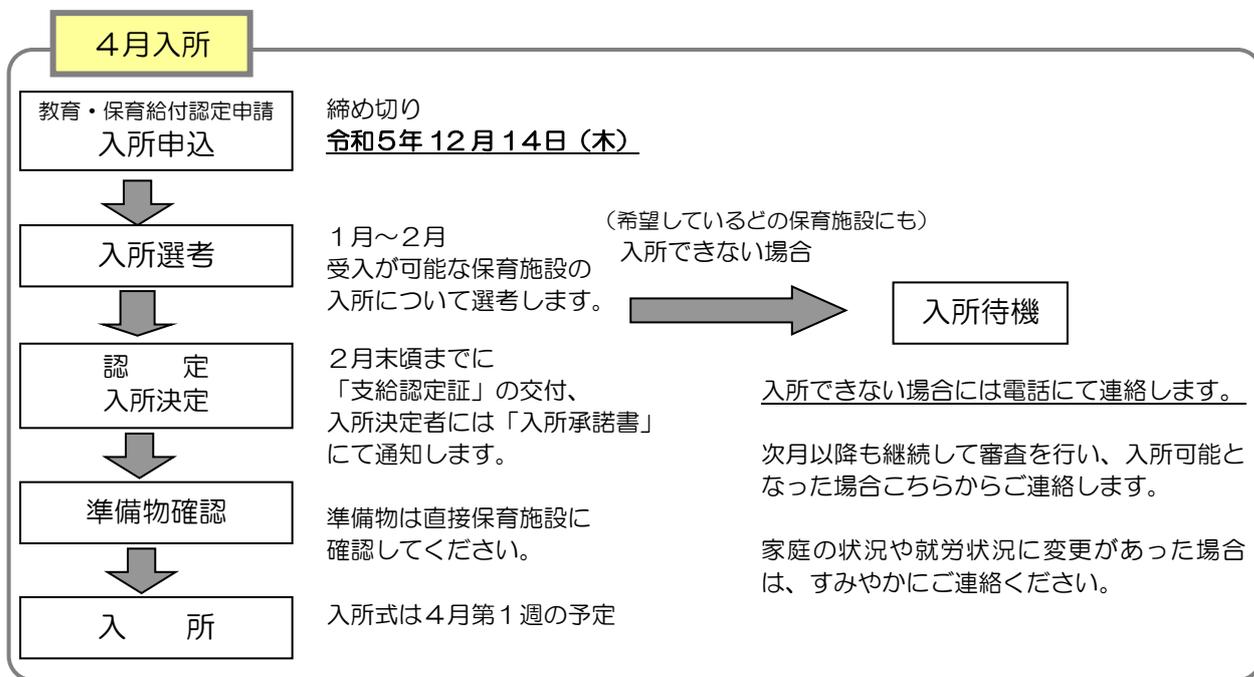
◇ 保育必要量の認定については、月の初日を基準として月単位での認定となります。

月の初日に求職活動中や育児休業中の方が、月途中での就労や職場復帰をされる場合、その月は保育短時間（延長保育）利用となります。翌月から、変更申請により保育標準時間認定となります。

4 入所申込みについて

原則として、四万十市に住民登録（予定を含む）をし、実際に生活をしている世帯を対象とします。
※転入予定者は選考の際、優先順位が低くなる場合があります。

(1) 入所までの流れ（2号・3号認定）



(2) 1号認定の申込みについて

1号認定については、直接、施設（認定こども園なかむら園・中村幼稚園、認定こども園ひかりこども園）に申し込みください。

※認定こども園なかむら園・中村幼稚園や認定こども園ひかりこども園を希望する場合でも2号・3号認定については、市への申し込みとなります。

1号認定の募集は、認定こども園なかむら園・中村幼稚園は令和5年11月1日（水）より、認定こども園ひかりこども園は令和5年11月24日（金）より受付を開始します。

(3) 申込方法

入所申込書（2枚）に必要事項を記入し、必要な書類を添付のうえ、提出してください。



児童について、身体やアレルギー・食事制限などご心配な点がある場合は、必ず申込時に申し出てください。

未納の保育料がある方については、子育て支援課保育係へ来庁、相談のうえ申込みをしてください。

(4) 受付

● 令和6年4月入所

令和5年11月24日（金）～令和5年12月14日（木）

※土・日・祝日は閉庁日となりますので、受付できません。

※上記受付期間後も令和6年3月15日（金）まで毎日を締切とし、随時受付を行いますが、上記期間内の申込みにより定員に達した施設等、空き状況によっては入所出来ない場合があります。

● 令和6年5月以降年度途中入所

入所希望月の前月15日を申込締切日として、随時受付します。

※15日が休日の場合はその前開庁日を締切とします。

◆ 受付場所

四万十市役所子育て支援課保育係	8：30～17：15 ※水曜日は19：00まで
西土佐総合支所西土佐保健分室保健係	8：30～17：15
地域子育て支援センターなかむら	8：30～17：15

◇ 保護者の育児休業明けで入所を希望される場合、入所できるのは原則育児休業明けの月の1ヶ月前からとなります。

◇ 入所希望理由が妊娠・出産、求職中等の場合は保育の必要性が認められる期間が限定されますので、保育の実施期間について希望に添えないことがあります。（出産の場合は、出産予定日の8週間前の日が属する月の初日から、出産後12週が経過する日が属する月の末日までとなります。）

◇ 求職中の方は就労等が決まり次第、就労証明書を提出してください。

待機児童解消のため、入所後一定期間（おおむね3ヶ月）を過ぎても就業等とならない場合は、保育施設の空き状況によっては退所となる場合があります。

(5) 入所選考について

入所選考については、保護者の就労状況や家庭状況等、対象児童の保育の必要性を総合的に判断し決定します。申込の先着順ではありません。

申込状況によっては、希望保育施設に入所できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

入所選考に影響する場合がありますので、申込後や待機中に家庭の状況や就労状況に変更があった場合は、すみやかにご連絡ください。

転入予定の方は、四万十市への転入が確認できる書類（不動産売買契約書や賃貸借契約書の写し等）を提出するようお願いします。提出が確認できない場合は選考の際、優先順位が低くなる場合があります。



(6) マイナンバー制度について

平成 28 年 1 月から開始された社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）により、保育施設の入所申込み時に個人番号の提示及び本人確認が必要となっています。詳しくは 15 頁をご覧ください。

5 オンライン申請について

保育所の入所申込が、マイナンバーカードを使ってインターネットから行えるようになりました。市公式ホームページまたはマイナポータルから、「教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込（保育施設の利用申込（新規・転園）」を選択しご利用ください。

○受付期間

令和5年 11月24日（金）～令和5年 12月14日（木）

※上記受付期間後も令和6年3月15日（金）まで毎日を締切とし、随時受付を行いますが、上記期間内の申込みにより定員に達した施設等、空き状況によっては入所できない場合があります。

○行政手続きのオンライン化に関する

詳細な情報は、市公式ホームページ
をご確認ください。



市公式ホームページ



6 申込みに必要な書類について

申込みに必要な書類は以下の4種類です。

1 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書（児童票含む）

専用用紙 2枚（表面・裏面とも）
児童1人につき1通ずつ必要

入所選考の参考としますのでご家庭の状況を正しく且つ詳細に記入してください。
申込内容に虚偽が判明した場合には入所を取り消す場合があります。

2 保育ができないことを証明する書類

<必須> 保護者は①～⑨のいずれかに該当することが必要です。

	保護者の状況	必要書類
①	働いている	<u>就労証明書（雇用主に証明してもらう）</u> ※保育時間（標準・短時間）を決定するため、就労（お勤め）されている方は、 必ず就労証明書が必要となります。（源泉徴収票は不可） ※雇用主が親族の場合は、雇用主と民生委員の両方の証明をお願いします。ただし、法人の場合は、民生委員の証明は不要です。 ※民生委員の連絡先につきましては、窓口にお問合せください。 ※自営業の方は、「確定申告書」など、事業を行っているという客観的な書類の提出をお願いします。
②	仕事先が内定している	就労証明書（雇用主に証明してもらう） ※雇用主が親族の場合は、雇用主と民生委員の両方の証明をお願いします。ただし、法人の場合は、民生委員の証明は不要です。
③	仕事を探している	求職活動状況申立書
④	産前産後	母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日がわかるページ）
⑤	病気・けがのため	診断書
⑥	障害がある	障害者手帳等の写し
⑦	親族等の介護のため	要介護者の診断書又は介護が必要だとわかる客観的な書類
⑧	学校に通っている	在学証明書
⑨	その他の理由	事情の聞き取りを行い判断します。市役所にお問合せください。

3 保育所等利用申込み確認書（同意書）

専用用紙 1 枚

兄弟姉妹で申し込みをする場合は 1 部で構いません。

内容をご確認いただき、確認欄にチェックして署名捺印の上、提出してください。

4 個人番号提供書類



専用用紙 1 枚

兄弟姉妹で申し込みをする場合は 1 部で構いません。

兄弟姉妹の申込みですでに個人番号を提供している場合は不要です。

- ※ 各書類は市ホームページからダウンロードできます。
- ※ 「保育料の決定に必要な書類」は基本的に不要ですが、市で課税情報等が確認できない場合は必要に応じて、課税証明書等の提出を求められることがあります。
- ※ その他にも、必要に応じて提出書類の追加を求められる場合がありますので、ご了承ください。
- ※ 兄弟姉妹で申込みをする場合、添付書類は各 1 部で構いません。
- ※ 添付書類が受付期間内に間に合わない場合でも申込書は受付期間内に提出してください。
- ※ 未納の保育料がある方については、子育て支援課保育係へ来庁、相談のうえ申込みをしてください。



7 入所について

(1) 結果の通知（教育・保育給付認定も同時に行います。）

①入所決定者

入所が決定した方には、「保育所入所承諾書」により通知いたします。

（4月入所の場合：2月末頃、5月以降途中入所の場合：毎月20日前後）

②入所待機者

入所できない場合には電話にて連絡します。

なお、希望される方には「入所不承諾（保留）通知書」により通知いたします。

（4月入所の場合：2月中旬～3月上旬、5月以降途中入所の場合：毎月15日以降）

引き続き入所を希望される場合は、待機児童として申込書は保管し、希望保育施設に欠員等が出た場合にこちらからご連絡させていただきます。

なお、申込書の有効期限は令和7年3月末までとします。

空きができた場合の入所選考に影響する場合がありますので、待機中に家庭の状況や就労状況に変更があった場合は、すみやかに届け出てください。

(2) 準備物の確認

準備物は保育施設により異なる場合がありますので、直接保育施設に確認してください。

(3) 変更の届出

申込後（入所後）に家族の状況、住所・連絡先、勤務先、希望保育施設・希望理由、税額等に変更があった時はすみやかに届け出てください。

(4) 入所承諾期間

入所承諾期間は年度末までとしますが、その後も保育の必要性を確認し、入所が妥当と認められる場合には、小学校就学までは、1年ごとに更新します。（同一保育施設に限る。）

但し、この場合も家庭の状況を確認するため、家庭状況調査票等を毎年提出していただき、入所審査をさせていただきます。（保育の必要性を確認する書類も提出していただきます。）

定員超過により、保育施設を変更していただく場合もありますのであらかじめご了承ください。



(5) 保育時間

保育時間について

保育短時間以外の保育は、保護者の勤務状況等によって、保育の必要な時間のみとなります。保育時間については、保育短時間と保育標準時間があります。各保育施設の保育時間は異なりますので、詳細は17頁の保育施設一覧をご覧ください。



重要！

保育標準時間の方の保育施設の利用については、通勤時間等を考慮し、最長11時間の範囲内で、**必要な時間のみ保育施設を利用**できるものです。

11時間（7：30～18：30）の保育を全員が利用できるものではありません。

(6) 土曜保育について

保育施設の体制確保のため、事前に各保育施設への連絡にご協力いただきますようお願いします。

○土曜午前保育について

市内すべての保育施設で実施しており、希望される入所児童の受入れを行っています。

○土曜午後保育について

公立保育所では、愛育園、あおぎ保育所、古津賀保育所、具同保育所の4つの保育所で、土曜日の午後保育（17：30まで）を行います。

＜留意点＞

- ・利用料金はかかりません。ただし、保育短時間認定者の場合、16時以降延長保育料が発生します。
- ・土曜日については給食がありません。午後、利用される場合は、お弁当と利用時間によってはおやつを持参をお願いします。
- ・このほか民間保育施設で取り扱いが異なりますので、詳細は17頁の保育施設一覧をご覧ください。

(7) 入所日・退所日について

- ・入所できる日 : 毎月1日
- ・退所できる日 : 毎月末日



(8) 給食（公立保育所）

① 給食の内容

保育施設の調理室で調理員が作る自園式給食です。

0歳児	離乳食、ミルク（離乳食後と午後）
1・2歳児	主食、副食、おやつ（午前と午後）
3歳児以上	主食、副食、おやつ（午後のみ）

食物アレルギーや疾病により、食事への配慮が必要であると医師から診断を受けている方は、事前にご相談ください。

② 給食費

3歳児から5歳児の給食費を無償化しています。

(9) おかまい保育

4月1日から入所式の日までの期間は、各ご家庭での保育をお願いする『おかまい保育』を実施する場合がございます。詳しくは入所決定後のお知らせをご確認ください。

(10) 災害共済給付制度

保育中の児童のケガや病気などに際し、必要な医療費などの給付を行うため、入所児童全員に独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済に加入していただき、保育施設での安全の普及・充実を図ります。(保険料を別途負担いただきます。220円程度/年間)

(11) 健康管理

児童の健やかな発育を願い、次のことを実施しています。

- 健康診断 年2回 ○ぎょう虫検査 年1回 ○尿検査 年1回
- 歯科検診 年2回 ○身体測定

8 保育料について

保育料は、家庭に与える影響を考慮し児童の年齢等に応じて定める額を保護者等扶養義務者に負担していただくもので、入所と同時に納付義務が生じます。保育料は世帯にかかる課税額によって決まりますので、一律ではありません。

※ 保育料以外に、保育施設より保護者会費等実費を徴収することがあります。

(1) 保育料の決定方法

- ① 保育料は、世帯の市民税の課税状況等により決定します。
- ② 基本的には両親の課税額を合算し保育料を決定しますが、場合によって両親以外の生計の中心者で決定します。
- ③ ひとり親世帯は祖父母と同居の場合でも適用となりますが、婚姻していなくても事実婚などで適用にならない場合があります。入所申込時に生活実態に応じた世帯状況をお申し出ください。入所後に事実婚等の実態が発覚した場合、遡り保育料を徴収する場合があります。
- ④ 住宅借入金等特別控除及び配当控除等の税額控除前の税額で算定します。
- ⑤ 令和2年度より、「保育料の決定に必要な書類(課税証明等)」が基本的に不要になりました。なお、市で課税情報等が確認できない場合は、必要に応じて課税証明書等の提出を求めることがあります。
- ⑥ 市民税額は毎年6月に決定されるため、令和6年4月から8月までの保育料については「令和5年度市民税所得割額」、令和6年9月から令和7年3月までの保育料については「令和6年度市民税所得割額」を基に決定します。

令和5年度市民税額で決定					令和6年度市民税額で決定						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

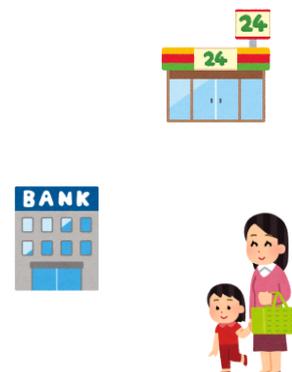
- ⑦ 年齢区分は入所年度当初の年齢となり、その年度中は誕生日がきても年齢区分は変わりません。
- ⑧ 月の途中で入所・退所する場合も、月額保育料となります。(日割りはありません。)

(2) 納付方法

- ① 保育料の納付は、「口座振替」または「納付書払い」のいずれかの方法でお願いします。口座振替の場合、金融機関で別途お手続きが必要です。
- ② 口座振替日は毎月月末です。(月末が休日の場合は翌営業日)ただし、令和5年12月は25日、令和6年12月についても25日となります。
- ③ 口座振替は各月1回限りですので、振替できなかった方は納付書等により金融機関または市役所で直接納めていただきます。

<取り扱い金融機関>

金融機関	口座振替	納付書払い
四国銀行・高知銀行・愛媛銀行・伊予銀行・ 高知信用金庫・幡多信用金庫・四国労働金庫・ 高知県農業協同組合・宿毛商銀信用組合	○	○
ゆうちょ銀行(四国内)	○	○ (納期限内に限る)
四万十市役所本庁及び西土佐総合支所	×	○
コンビニエンスストア	×	○ (納期限内に限る)



※口座振替を希望される方は、口座振替依頼書(自動振込利用申込書)を金融機関に別途提出する必要があります。依頼書は、入所確定時に送付します。

※認定こども園・家庭的保育施設は、各施設が直接徴収いたしますので、詳しくは認定こども園・家庭的保育施設へお問合せください。

(3) 延長保育料

保育短時間の認定を受け、利用時間が16:00までの児童が保護者の勤務の都合等により16:00以降の延長保育を受ける場合には下表のとおり延長保育料を徴収します。

<延長保育料表(公立保育所)>

区分	延長保育料
(月曜日から金曜日) 午後4時00分から午後5時30分まで	日額 100円
(月曜日から金曜日) 午後5時30分から午後6時30分まで (午後6時までの開所の保育所の場合)	日額 100円 (日額 50円)
(土曜日) 午後4時00分から午後5時00分まで	日額 100円
(土曜日) 午後5時00分から午後5時30分まで	日額 50円

※就労等により、翌月から標準時間に変更となる月のみ、児童1人につき月額1,000円が上限となります。

※上記は公立保育所の延長保育料額となります。民間施設の延長保育料については、直接施設にご確認ください。

※延長保育料は無償化対象外です。

(4) 保育料の軽減

① 兄弟姉妹同時入所による軽減

兄弟姉妹が下記の施設に入所している場合、2人目は半額、3人目以降については無料となります。

<対象施設>

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部

 四万十市外の施設等は、市で入所状況を把握できない場合がありますので、該当者がいる場合は必ず申し出てください。

② 所得による軽減

利用者の属する世帯の市区町村民税所得割額が一定額以下の場合、保育料を算定する場合において、保護者と生計を同一とする子ども等の最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については無料となります。

また、市民税非課税世帯、もしくは母子世帯等に該当する世帯で、世帯の市区町村民税所得割額が一定額以下の場合、最年長の子どもから順に2人目以降については無料となります。詳しくは14頁の「令和6年度保育料表」をご確認ください。

③ 第3子以降3歳児未満無料化制度による軽減

18歳未満のお子さん3人以上を現に養育している世帯で、第3子以降3歳未満のお子さんが保育施設に入所される場合、申請により保育料が無料となります。

※ 第3子以降3歳児未満無料化制度による軽減については、毎年度の申請が必要となります。

(5) 税額調査

保育料の算定にあたっては、市が保有する公簿（税務資料）を基に決定します。4月から8月までの保育料については、7月頃に課税資料の調査を実施し保育料の見直しを行う場合があります。その場合4月に遡って保育料を変更し、生じた差額分については9月以降の保育料で調整を行う予定ですので、ご了承ください。年度途中の税額の変更や課税資料等の提出があった場合も同様です。9月から3月までについては、9月の決定後、随時調査を行い、保育料の変更を行います。

(6) 滞納処分

現在四万十市では、市組織内に「税務課収納対策室」を設置し、市税等の滞納処分を強化しています。保育料の納付がないときは、督促状や催告書の送付のほか財産の差押などの滞納処分を行う場合があります。保育料は必ず納期限までにお支払いください。

(7) 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に関しましては、「**幼児教育・保育の無償化について（13頁）**」をご確認ください。

幼児教育・保育の無償化について

令和元年 10 月 1 日から幼児教育・保育の無償化が始まりました。幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期における教育の重要性や、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものです。

〈無償化の対象者と施設別内容〉

区分	3 歳児から 5 歳児※1		0 歳児から 2 歳児※1
	保育の必要性の認定あり	保育の必要性の認定なし	保育認定がある 住民税非課税世帯
保育所	無償		無償 ※4
地域型保育事業	無償		無償 ※4
認定こども園	無償	無償 ※3	無償 ※4
幼稚園 ※2	無償	無償 ※3	
幼稚園（認定こども園） の預かり保育 ※5	利用日数に応じて※7 月額 11,300 円まで無償	—	
認可外保育施設 ※5、6 子育て援助活動支援 事業（ファミサポ） 一時預かり事業	月額 37,000 円まで無償	—	月額 42,000 円まで 無償

※1 当初年齢（例：当該年度の4月1日に3歳に達している場合、3歳児となる）

※2 新制度の対象とならない幼稚園については、月額 25,700 円まで無償化

※3 幼稚園（認定こども園の1号）については、満3歳（3歳になった日）から無償化

※4 子どもを2人以上養育する世帯の負担軽減のため、現行の保育料にかかる多子軽減措置は継続

※5 「保育の必要性の認定」を受けた人が対象

※6 認可外保育施設、子育て援助活動支援事業（ファミサポ）、一時預かり事業については、認可保育所・認定こども園・家庭的保育施設に入所していない子どもが対象

※7 住民税非課税世帯で、3歳になる誕生日の前日からその年度末（3月31日）までの間にある子どもは最大月額 16,300 円までの範囲で無償化

● 実費の徴収費用（通園送迎費、食材費など）は、保護者の負担です。

● 就学前の障害児の発達支援を利用する3歳児から5歳児の子どもも無償化の対象となります。幼稚園、保育所、認定こども園等と併せて利用する場合は、ともに無償化の対象となります。

令和6年度 保育料表

＜対象＞保育所利用者、事業所内保育所利用者
認定こども園利用者のうち、保育認定者

階層区分	対象	3号認定者(3歳児未満)	
		利用者負担	
		保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯等		0 円	0 円
母子世帯等	市民税非課税世帯	0 円	0 円
	市民税均等割のみ課税世帯	9,000 円	8,800 円
	市民税所得割額77,101円未満	9,000 円	8,800 円
		市民税所得割額77,101円以上の場合は、 下記の階層額となります。	
	市民税非課税世帯	0 円	0 円
	市民税均等割のみ課税世帯	14,600 円	14,400 円
	所得割額 16,600円未満	17,400 円	17,200 円
	所得割額 48,600円未満	19,500 円	19,100 円
	所得割額 62,000円未満	25,200 円	24,800 円
	所得割額 74,000円未満	26,800 円	26,400 円
	所得割額 86,000円未満	28,400 円	28,000 円
	所得割額 97,000円未満	30,000 円	29,600 円
	所得割額 115,000円未満	33,200 円	32,600 円
	所得割額 133,000円未満	37,200 円	36,600 円
	所得割額 151,000円未満	40,800 円	40,200 円
	所得割額 169,000円未満	44,400 円	43,800 円
	所得割額 213,000円未満	47,000 円	46,200 円
	所得割額 257,000円未満	48,600 円	47,800 円
	所得割額 301,000円未満	50,200 円	49,400 円
	所得割額 397,000円未満	51,200 円	50,400 円
	所得割額 397,000円以上	54,200 円	53,200 円

同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に特定教育・特定保育施設又は特定地域型保育事業を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通知部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の保育料の欄に掲げる額の半額、3人目以降は0円とする。

上記の規定に関わらず、利用者の属する世帯の市区町村民税所得割額が57,700円未満に該当する世帯は、保育料を算定する場合において、保護者と生計を同一とする子ども等の最年長の子どもから順に2人目はこの表の保育料の欄に掲げる額の半額、3人目以降は0円とする。

母子世帯等に該当する世帯で、世帯の市区町村民税所得割額が77,101円未満の世帯は、保育料を算定する場合において、保護者と生計を同一とする子ども等の最年長の子どもから順に2人目以降は0円とする。

生活保護世帯等とは、生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯をいう。

母子世帯等とは、次に掲げる世帯をいう。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯
- (2) 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者又は厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者又は国民年金法の規定する障害基礎年金を受けている者の属する世帯
- (5) 利用者の申請に基づき、生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯

保育施設等の入所に係るマイナンバー記載と本人確認について

平成 28 年 1 月 1 日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）が施行され、保育施設等への入所申請手続きに、個人番号（マイナンバー）を記載することが義務づけられています。これは、保育料を決定するための税情報の取得や障害者の世帯であるかの確認などの業務に利用するためとなっています。

マイナンバーの記載について

新規入所申請 ⇒ 記載要

※兄弟姉妹が入所しており、すでに世帯全員の個人番号を提供している場合は不要。

継続入所申請 ⇒ 記載不要

※世帯内で個人番号を提供していない方がいる場合は、記載してください。

本人確認の取扱いについて

入所等の申請を行う場合には、個人番号（マイナンバー）の確認と申請者の本人確認が必要となりました。しかし、保育施設等での送迎等により保護者の皆様と保育士の間では面識があり、人違いでないことが十分に確認できる環境にあります。

このような場合には、法的にも本人確認を省略できる規定がありますので、四万十市の保育施設入所等における申請時の本人確認については、次のように取扱いをします。なお、この取扱いは、保護者と保育施設等の現状に沿って本人確認を一定省略するものであり、市役所の他の業務において、同様の取扱いとなっていない（常に本人確認等の作業が必要）手続きがあること、また、今後の取扱いを変更することがあることを申し添えます。

【保育施設等での手続きの場合】

●保護者が手続き ⇒ **本人確認は不要**

●保護者でない者（祖父母など）が手続き

⇒ **法に規定する本人確認を行う**

【市役所での手続きの場合】

●入所中の児童で保護者が手続き ⇒ **法に規定する本人確認を行う**

●入所中の児童で保護者でない者（祖父母など）が手続き

⇒ **法に規定する本人確認を行う**

●新規入所の手続き ⇒ **法に規定する本人確認を行う**

【留意点】

●本人確認を不要としているケースでも、場合によっては法に規定する本人確認を要求する場合があります。

法に規定する本人確認の方法

【保護者が手続き時に主として必要なもの】

①個人番号カードがある場合 ⇒ 個人番号カード（顔写真入り）

②個人番号カードがない場合（アとイ両方が必要です。）

⇒ ア 個人番号通知カード（顔写真なし）

イ 身分証明（運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住権証明書 のいずれか）

③上記①～②の提示が困難な場合

⇒ お問合せください。

※上記について、保護者（手続きをする者）の本人確認が必要となります。

【保護者でない者（祖父母など）の代理手続き時に主として必要なもの】

次の①～③の確認書類が全て必要となります。

①委任状（申請書、申込書の委任の欄に必要事項をご記入ください。）

②代理人の身分証明（個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住権証明書 のいずれか）

③本人（保護者）の個人番号確認（個人番号カード又はその写し、通知カード又はその写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し のいずれか）

～お願い～

代理での手続きは、手続きが複雑となりますので、できるだけ保護者の方が手続きしていただきますようお願いいたします。また、親族でない友人・知人での代理手続きは、個人番号の漏洩に繋がる恐れもありますので、お控えください。

令和6年度 四万十市保育施設一覧表

保育所	所在地	電話番号	定員	区分	受入開始年齢等	保育時間				日曜日及び祝日の保育	
						月～金曜日		土曜日			
						保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間		
① 愛育園	中村東町3丁目1-27	35-2514	110	公立	2歳	8:00～16:00	7:30～18:30	8:00～16:00	7:30～17:30	無	
② あおぎ保育所	右山元町2丁目3-1-31	35-3582	185	公立	9ヵ月		7:30～18:00	8:00～12:00	7:30～12:00		
③ 下田保育所	下田2260-1	33-0133	50	公立	1歳		7:30～18:30	8:00～16:00	7:30～17:30		
④ 竹島保育所	竹島3318	33-0746	45	公立	1歳		7:30～18:00	8:00～12:00	7:30～12:00		
⑤ 古津賀保育所	古津賀1丁目120	35-4886	100	公立	1歳		7:30～18:30	8:00～16:00	7:30～17:30		
⑥ 東山保育所	安並1726	35-6472	80	公立	2歳		7:30～18:00	8:00～12:00	7:30～12:00		
⑦ 蕨岡保育所	蕨岡甲6797	32-1031	45	公立	1歳		7:30～18:00	8:00～12:00	7:30～12:00		
⑧ 大用保育所	大用860-6	39-2413	20	公立	1歳		7:30～18:30	8:00～16:00	7:30～17:30		
⑨ 利岡保育所	利岡22-1	35-6664	30	公立	1歳		7:30～18:00	8:00～12:00	7:30～12:00		
⑩ 具岡保育所	具岡田黒1丁目11-46	37-3826	210	公立	2歳		7:30～18:30	8:00～16:00	7:30～17:30		
⑪ 八東保育所	間崎1498-3	36-2401	40	公立	1歳		7:30～18:00	8:00～12:00	7:30～12:00		
⑫ 東中筋保育所	桶島945-6	37-1133	65	公立	1歳		7:30～18:30	8:00～12:00	7:30～12:00		
⑬ 中筋保育所	有岡2210	37-0085	50	公立	2歳		7:30～18:00	8:00～12:00	7:30～12:00		
⑭ 川崎保育所	西土佐用井1110番地3	52-1277	70	公立	9ヵ月		7:30～19:00	8:00～16:00	7:30～17:30		
⑮ めぐみ乳児保育園	具岡田黒1丁目11-38	37-2121	48	私立	4ヵ月～2歳まで		7:30～19:00	8:00～16:00	7:30～18:00		9:00～18:00 (応相談) ※1
⑯ リトル・フレンド	中村大橋通7丁目3番9号	34-0366	35	私立	2ヵ月～2歳まで		7:30～19:00	8:00～16:00	7:30～18:00		9:00～18:00 (応相談) ※1
⑰ 保育所おひさまはうす	井沢38番地1	34-6362	21	私立	2ヵ月～2歳まで		7:00～19:00	8:00～16:00	7:00～19:00		有 (応相談) ※1

認定こども園	所在地	電話番号	定員	区分	受入開始年齢等	保育時間				日曜日及び祝日の保育
						月～金曜日		土曜日		
						保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	
⑱ なかむら園・中村幼稚園	不破2079	34-7511	181 <small>保育中(1106)</small>	私立	9ヵ月	8:00～16:00	7:30～18:30	8:00～16:00	7:30～17:30	無
⑲ ひかりこども園	中村東町1丁目2番13号	35-6605	165 <small>保育中(1150)</small>	私立	3ヵ月		7:00～19:00	8:00～16:00	7:30～18:00	8:30～17:30 (応相談) ※1

※1 日曜日及び祝日の保育は、施設ごとに利用条件などが異なりますので、詳しくは各施設にお問合せください。

家庭的保育施設	所在地	電話番号	定員	区分	受入開始年齢等	保育時間				日曜日及び祝日の保育
						月～金曜日		土曜日		
						保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	
⑳ めいはうす	右山五月町6番5号	34-2944	5	私立	2ヵ月～2歳まで	8:00～16:00	8:00～18:00	8:00～12:00	8:00～12:00	無

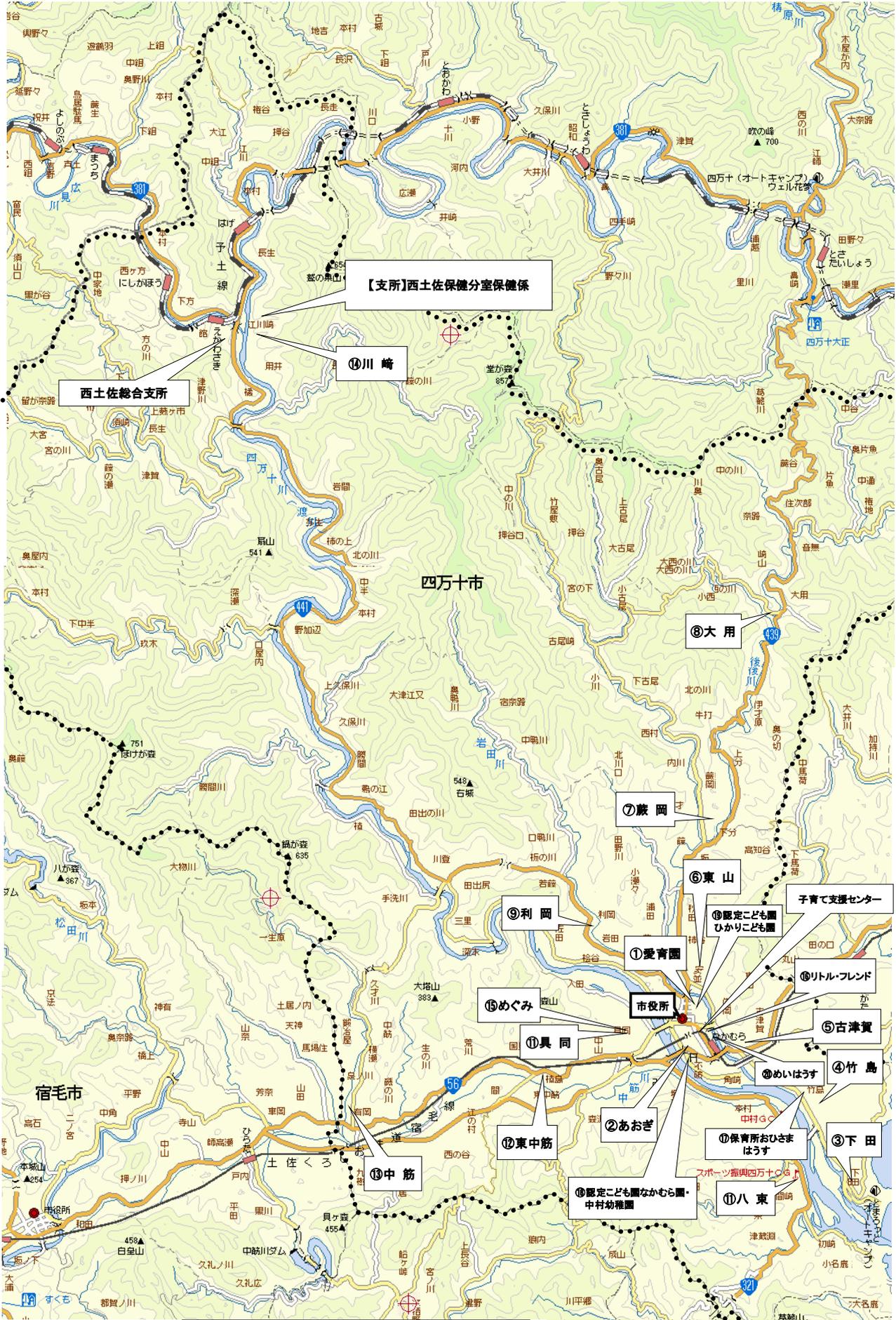
◎受入開始年齢について

施設	入所可能条件
1 受入年齢が「2歳」からの保育所	毎月1日時点で満2歳に達している児童がその月から入所できます。
2 受入年齢が「1歳」からの保育所・	4月1日時点で1歳に達している方が入所できます。
3 あおぎ保育所 川崎保育所	毎月1日時点で満9ヵ月に達している児童がその月から入所できます。
4 めぐみ乳児保育園	毎月1日時点で満4ヵ月に達している児童がその月から入所できます。
5 リトル・フレンド めいはうす 保育所おひさまはうす	毎月1日時点で満2ヵ月に達している児童がその月から入所できます。
6 なかむら園・中村幼稚園	(保育部分) 毎月1日時点で満9ヵ月に達している方が入所できます。 (教育部分) 毎月1日時点で満3歳に達している児童がその月から入所できます。
7 ひかりこども園	(保育部分) 毎月1日時点で満3ヵ月に達している方が入所できます。 (教育部分) 毎月1日時点で満3歳に達している児童がその月から入所できます。

○実施予定保育所および受入開始年齢等については、令和5年11月1日現在の予定ですので、変更となる場合があります。

○保育士の人数や施設面積等により受入できる人数基準がありますので、定員数と受入人数とは異なります。

四万十市保育施設位置図



四万十市第3子以降保育料無料化事業について

毎年度、申請が必要です！

本市では、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するため、多子世帯の保護者の経済的負担を軽減することを目的として、第3子以降のお子さんに係る保育料を無料とする事業を行っています。

1. 事業内容

四万十市に住所を有している方でなおかつ18歳未満のお子さん（18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある方）から数えて3人以上を現に養育している世帯で、第3子以降3歳未満児が認可保育所または認可外保育施設（託児所）に通われる場合の保育料を無料とするものです。

注1)「第3子以降」とは、保護者が現に扶養している満18歳未満の児童のうち、戸籍上の第3順位以降の児童をいいます。

なお、父母がお互いに再婚でそれぞれ子どもがあり、養子縁組を行わないために各々の戸籍では3番目でない場合であっても、現に養育している場合、父母の戸籍を合わせて年齢が3番目の子どもは、戸籍上の第3順位とします。

注2)「3歳児未満児」とは、年度当初において3歳に達していない児童をいいます。（年度途中で満3歳になられた場合、あるいは当該年度途中で満3歳に達してから対象施設に入所されても、当該年度末までは、無料化の対象です。

注3)本市が入所決定済みの広域入所児童（他市町村の保育所を利用）も対象となります。

2. 手続き方法

所定の申請書を子育て支援課保育係又は保育所（託児所）に提出してください。

（申請書は子育て支援課保育係又は保育所に備え付けてあります。）

申請に基づき決定をしますので、申請漏れのないようご注意ください。

- ① 申請のあった月分から無料になります。遡って適用はされません。
- ② 毎年度、申請書を提出する必要があります。
- ③ 令和5年度に既に本事業の対象となっているお子さんで、令和6年度も引き続き対象となるお子さんも申請書を提出する必要があります。

※保育所に3人以上同時入所している世帯のお子さんで、入所している児童の中で年齢が3番目以降のお子さんにつきましては申請をしなくても保育料は無料ですので、申請書の提出は必要ありません。

ご不明な点があれば下記までお問合せください。

問い合わせ先：四万十市子育て支援課保育係（TEL:0880-34-1780）